

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たなビジネスモデルの構築及び事業のデジタル化、生産性の向上等のために市内の中小企業が行う事業に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業所（支社、支店及び分工場等を含む。）及び個人であって、従業員を雇用している者をいう。
- (2) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内で事業を営んでいる中小企業者、市外で事業を営んでいる中小企業者であって、この要綱の規定により補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の完了が見込まれる日までに市内に本社を移転し、若しくは市内に事業所を新たに設置して事業を営もうとするもの（申請時に市内の土地又は建物の売買契約又は賃貸借契約を締結している者に限る。）又はこれらの中小企業者により組織された団体であって、その数が3以上であるものであること。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有し、又は役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小企業者を除く。
- (2) 主たる業種が、日本標準産業分類の大分類（平成25年総務省告示第405号）に分類される製造業である者
- (3) 納期限の到来した市税を完納している者

- (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しない者
- (5) あやせ工場スマートナビに自社の企業情報等を掲載している者又は交付決定までに掲載を行う者
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者であること。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 補助対象経費はAコースにあっては合計500万円以上、Bコースにあっては合計150万円以上でなければならない。この場合において、補助対象経費を複数の企業等が分割して負担する場合は、複数の企業等の実負担額を合計した額を補助対象経費とするものとする。
- 3 算出した補助金の額に1万円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
- 4 補助対象事業は、市内の拠点で実施され、又は設置されるものでなければならない。
- 5 補助対象事業は、国、他の地方公共団体等が措置する同様の趣旨による他の補助金等と重複して交付を受けることはできない。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類（申請者が団体に該当しない場合は、第2号に掲げる書類を除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 綾瀬市中小企業強靱化推進補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 団体説明書（第3号様式）（団体の場合のみ）
- (3) 反社会的勢力に係る誓約書（第4号様式）
- (4) 役員等一覧表（第5号様式）
- (5) その他市長が必要とする書類

- 2 前項の規定による申請は、別表に掲げる各コースにつき、1回を限度とする。

(補助金の受付期間)

第6条 補助金の交付申請に係る受付期間は、市長の定める期日とする。

(補助金の決定通知)

第7条 市長は、第5条の規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定したときは、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合においては、規則第6条第1号から第3号までに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付を受けて実施した事業の内容、効果等について、市内で事業を営んでいる他の企業に対し、その情報を公開すること。

(2) その他市長が必要と認める条件

3 申請者は、第5条の規定による申請の日から第1項の規定による決定の日までの間にやむを得ず補助対象事業に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、事前着手届（第7号様式）を市長に提出するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金補助事業変更（中止）承認申請書（第8号様式）により、申請するものとする。

(変更等の承認通知)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更又は中止について適否を決定し、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金補助事業変更（中止）承認通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(1) この要綱又は法令に違反したとき。

(2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(3) 第3条に規定する要件を満たさないとき。

(4) この補助金の対象となった設置物について、減価償却資産の耐用年数等に関す

る省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過する前に処分をしたとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

（交付決定の取消通知）

第１１条 市長は、前条に規定する取消しを決定したときは、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付決定取消通知書（第１０号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第１２条 規則第１２条第１項による実績報告は、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金実績報告書（第１１号様式）及び綾瀬市中小企業強靱化推進補助金事業実施後計画書（第１２号様式）によるものとし、同項の規定による市長の定める期日は、事業が完了した日から起算して３０日後の日とする。

２ 市長は、前項に規定する実績報告を受けた時は、当該報告に係る補助金の成果が交付決定をした内容に適合しているか審査し、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付決定額確定通知書（第１３号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第２項の通知を受けた後速やかに、規則第１１条第２項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（管理）

第１４条 補助金の交付を受けた者は、この補助金の対象になった設備等について、法定耐用年数の期間中、適正に管理しなければならない。ただし、市長が認める特別の事情がある場合はこの限りではない。

（委任）

第１５条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和３年３月３０日から施行する。

（綾瀬市中小企業事業拡大設備導入補助金交付要綱の廃止）

２ 綾瀬市中小企業事業拡大設備導入補助金交付要綱（平成２７年７月２７日施行）

は、廃止する。

（綾瀬市中小企業事業拡大設備導入補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の綾瀬市中小企業事業拡大設備導入補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付の決定を受けた補助金については、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、同年1月13日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

コース	補助対象経費	補助率	補助上限額
A	新たな事業展開やビジネスモデル構築等を目的に行う、 <u>新技術・商品開発事業、企業間連携力強化事業、製造現場強靱化事業、ビジネスモデル転換事業、調査研究・実証実験事業</u> 等に要する経費	3分の2以内	1,000万円
B	生産性向上や <u>業務改善等</u> を目的に行う、 <u>生産能力増強・販路開拓事業、デジタル化推進事業、カーボンニュートラル推進事業</u> 等に要する経費		300万円

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所 又 は 所 在 地
事業所又は団体の名称
代 表 者 職 ・ 氏 名
電 話 番 号 （ ）
担 当 者 所 属 ・ 氏 名

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。
なお、交付決定に当たり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

	業 種		市 内 操 業 開始年月日	年 月 日
1 申請者概要	資本金	円	従業員数	人
	☐ 資本金の 2 分の 1 以上を大企業が所有していない。 ☐ 役員のうち 2 分の 1 以上を大企業が占めていない。			
2 補助対象事業	☐ Aコース （ ） ☐ Bコース （ ）			
3 総 事 業 費 (補助対象経費)	円 (円)			
4 申 請 金 額	円			
5 添 付 書 類	(1) 綾瀬市中小企業強靱化推進補助金事業計画書 (第 2 号様式) (2) 団体説明書（（第 3 号様式）団体の場合のみ。） (3) 反社会的勢力に係る誓約書（第 4 号様式） (4) 役員等一覧表（第 5 号様式） (5) その他市長が必要とする書類			

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金事業計画書

事業名称	
事業の概要 （具体的に）	
事業の必要性	独自性
	課題・業界分析
	将来性
	事業効果
	地域企業への波及効果

[illegible]

第 3 号様式（第 5 条関係）

団体説明書

団 体 名			
代 表 企 業 名 代 表 者 職 ・ 氏 名			
団 体 設 立 年 月 日			
主 たる 事 業 所 の 所 在 地			
団 体 概 要			
団 体 構 成 企 業	企 業 名 所 在 地 代 表 者 名		
	企 業 名 所 在 地 代 表 者 名		
	企 業 名 所 在 地 代 表 者 名		
	企 業 名 所 在 地 代 表 者 名		

第4号様式（第5条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与していること、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意します。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を市長に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について、重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第 5 号様式（第 5 条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
電 話 番 号

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日	性別	住所

- ※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。
また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。
個人の場合については、個人事業主を記入してください。
- ※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。
- ※ この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。

第6号様式（第7条関係）

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市中小企業強靱化推進補助金の交付については、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助対象事業	
2 決 定 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない（理由 ）
3 補 助 金 交 付 決 定 額	円
4 補 助 条 件	(1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。 (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。 (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (4) 補助金の交付を受けて実施した事業の内容、効果等について、市内で事業を営んでいる他の企業に対し、その情報を公開すること。

第 7 号様式（第 7 条関係）

事 前 着 手 届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

年 月 日付けで申請した綾瀬市中小企業強靱化推進補助金について、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付要綱第 7 条の規定により、事業を円滑に実施するため交付決定前に着手いたしたく、届け出ます。

交付決定前に 事業の着手が 必要 な 理 由	
------------------------------	--

※ 交付決定前に着手した場合であっても、当該事業については決定されない場合があります。

第8号様式（第8条関係）

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金補助事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所 又 は 所 在 地
事業所又は団体の名称
代 表 者 職 ・ 氏 名
電 話 番 号 （ ）
担 当 者 所 属 ・ 氏 名

年 月 日付けで決定を受けた綾瀬市中小企業強靱化推進補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止）したいので、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更（中止）の理由

第 9 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金補助事業変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付変更（中止）承認については、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	☐ 承認する ☐ 承認しない（理由)
2 変更の内容	

第 1 0 号様式（第 1 1 条関係）

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市中小企業強靱化推進補助金について、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所 又 は 所 在 地
事業所又は団体の名称
代 表 者 職 ・ 氏 名
電 話 番 号 （ ）
担 当 者 所 属 ・ 氏 名

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり事業が完了したので報告します。

なお、交付に当たり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 補助対象事業	☐ Aコース （ ） ☐ Bコース （ ）
2 総 事 業 費 （補助対象経費）	円 （ 円）
3 補助金交付決定額	円
4 事 業 完 了 日	
5 法定耐用年数	
6 カーボンニュートラルの実現に向けた取組	具体的な取組内容 ☐ あり ☐ なし 【ありの場合、具体的な取組内容を記載】
7 認定等の取得状況	☐ 事業継続力強化計画（認定日 ） ☐ あり（名称・認定日等 ） ☐ なし
8 添 付 資 料	

第 1 2 号様式（第 1 2 条関係）

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金事業実施後計画書

1 事業実施効果	現時点での事業効果
	3 年後の展望
2 市内企業への モデルケース 展 開 方 法	実施方法
	実施相手
	地域企業への波及効果
	実施予定日
	年 月 日

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付決定額確定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった綾瀬市中小企業強靱化推進補助金について、綾瀬市中小企業強靱化推進補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、次のとおり交付決定額を確定したので通知します。

1 補助金交付決定額	円
2 確 定 額	円